

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく も隠さず、いつわ 偽りを述べないことを

ちか 誓います。

氏名

樋口 藩 太郎

印

速 記 録 (平成24年8月6日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成20年(ワ)第25098号

証人氏名 樋 口 満 雄

被告代理人 (本橋)

乙第44号証を示す

この陳述書を私ども被告代理人が証人からお話を伺って起案作成し、その上で証人に何度も繰り返しお読みいただいて、御確認いただいた上で、御署名御捺印をいただいたということによろしいですか。

はい、それで結構です。

この陳述書の中で、訂正する箇所はございますか。

はい、3か所ほど。2ページの中間に改行したところがあります。

「市は、」というところ。その2行前の、「旧UF」銀行建物に買い取り」とありますが、これは「に」ではなく「を」の間違いでございます。

陳述書2ページ第2の1の本文9行目、後ろのほうに「旧UF」銀行建物に」というのが、「建物を」の間違い。

そうです。

そのほかにありますか。

それから4ページの(2)の本文7行目、「国分寺市都市開発公社」とありますが、国分寺市土地開発公社の誤りでございますので、「土地」に直していただきたいと思えます。

そのほかにございますか。

8ページ下から5行目ではありますが、「図書館協議会」という表示があります。これは正確には図書館運営協議会でありますので、「運営」を加えていただきたいと思えます。それから16ページの上から

9行目、「市長答弁にも」の次、「出てきましたら」となっていますが、出てきましたから、「か」が抜けておりましたので、付け加えていただきたいと思います。以上修正をお願いしたいと思います。

そのほかはよろしいですか。

はい。

証人の職業と経歴は、この陳述書の2ページ第1で述べられているとおりと伺ってよろしいですか。

結構でございます。

この陳述書によると、証人は本多図書館駅前分館、以下本件図書館と言いますが、それを開設するため、国分寺市図書館条例が改正された平成18年12月当時、国分寺市の政策部部長をされていたようですが、間違いはないですか。

はい、間違いございません。

政策部という部署は、どういうお仕事をされる部署ですか。

部の分掌事務は、市の組織条例に規定があります。政策部はその中の規定では、市の長期総合計画、それから行政改革、予算編成、財政運営、それから広報公聴の事務、それから政策法務の事務、総合情報の情報システムの事務、それと秘書業務、これが主な政策部の役割、分掌事務ということになります。

仮に市長の側で条例改正案を出す場合、その条例改正案を起案する部署というのは政策部ということよろしいですか。

条例の改正の起案については、所管をする部の課がまず起案をします。で、法務でチェックをした上、あるいは政策部で所管している条例等審査委員会、この議を経て、最終的な議案となり、最終決裁者は市長が決裁して議案としての体裁を整えると、このような事務の流れになります。ですから、一番最初はその業務を担当している担当主管課が

起案をするというのが基本でございます。

市長部局という言い方もあるようなんですが、この市長部局というのは、国分寺市のどの部署を指すんでしょうか。

市長部局は法律用語ではありません。いわゆる地方自治法に長の権限が規定されておりますが、その長の権限を所管する部局のことを市長部局というふうな言い方をします。ですから、一般的には選挙管理委員会とか教育委員会とか、そういった行政委員会、それから議会を除く市町村の事務、これを所管をするのを一般的に市長部局というような言い方をしております。

そうすると、政策部というのは市長部局の中の一部局というふうに伺ってよろしいですか。

はい、そのような理解で結構だと思います。

本件図書館開設の経緯についてお伺いしますが、その前に建物の位置関係をしっかり把握するために。

甲第3号証を示す

甲3号証の下のほうに国分寺駅が書いてありますが、この地図の上の方向は方角的には東西南北のどれに当たりますか。

一般的には上が北になると思います。

そうすると、甲3号証は国分寺駅北口を示した地図ということよろしいですか。

はい、結構でございます。

本件図書館が開設された建物は、どの建物になりますか。

国分寺駅から、この地図でいくと七、八センチ上に上がったところに「㊸」という建物がありますが、この建物の1階の奥ということでございます。

お隣に「パチンコニューモナコ」、左側ですね。それから上に「バザール

K」という建物があって、その下の「㊸」と書かれているところに本件図書館が設置されたと。

そうですね、かぎ形の建物であります。

この建物は、もともとはどういうふうに使われていたものですか。

遊れば、これは銀行が入っていた建物で、旧三和銀行が入っていた建物だと記憶しています。

三和銀行は、その後UFJ銀行になっておりますね。

そうですね、合併をして、最終的にはUFJ銀行に合併したと思います。

原告浜友観光がパチンコ店の出店を計画していた建物は、どれですか。

この「㊸」の上の「バザールK」という建物だというふうに記憶しています。

以下、本件図書館が開設された建物を旧UFJ銀行建物と呼び、原告浜友観光がパチンコ店の出店を計画していた建物をバザールKと呼びます。

乙第44号証を示す

第2の1を見てください。これによると、国分寺市土地開発公社が平成17年3月15日付けで旧UFJ銀行建物を取得したことになっていますが、間違い不是吗。

間違いございません。

国分寺市土地開発公社というのは、どういう法人でしょうか。

土地開発公社は、公有地の拡大に関する法律に定められていて、市町村、まあ都道府県も含めてですが、自治体が出資して設立する法人であります。で、国分寺市は昭和48年に出資をしてこの土地開発公社を設立しております。そういう性格の法人であるということでもあります。

乙44号証2ページ第2の1によりますと、国分寺市が土地開発公社から旧

UFJ銀行建物を買い戻したのは、平成21年の2月ですね。

はい。土地開発公社が取得したのが17年3月で、21年2月には国分寺市が土地開発公社から買い戻しをしているということになります。そうすると、国分寺市が買い戻すまでの間は、市の公有財産ではなかったということになるんですか。

はい、そのとおりです。土地開発公社は別法人でありますので、土地の名義上も土地開発公社の所有地で、管理も土地開発公社が行っているということでもあります。

乙44号証の3ページを見てください。上から10行目のところに、「したがって、市は、市土地開発公社が旧UFJ銀行建物の所有権を取得した時点で、その有効活用に努めなければなりません。」と誓っているんですが、市が旧UFJ銀行建物の有効活用を図らなければならない理由は何でしょうか。

まず国分寺市の土地開発公社は、国分寺市の依頼がなければ土地は取得しません。それから土地開発公社は、もともとの原資がありませんので、土地を取得したときには金融機関から借入れをします。で、年に2回、金融機関に元金と利子を支払います。その原資もありませんので、国分寺市が元金と利子の分を土地開発公社に貸付けをするということになります。土地の処分をしたとき、つまり市が買い戻しをしたときに、金融機関の返済を行って、なおかつ当然土地開発公社に原資が余りますので、国分寺市が貸付けをした分を返してもらうと、こういう事務が土地の取引については行われております。ですから、市が貸付けをする利子等については、当然最終的には納税者の負担になるということですから、この分については有効活用して市に還元するというのが市の責務、土地開発公社の役割ということになります。

公有地の拡大の推進に関する法律第3条1項に、地方公共団体は、農林漁業

との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、必要な土地を公有地として確保し、公有地の有効かつ適切な利用を図るよう努めなければならないというふうに既定されているんですが、この規定は御存じですか。

はい。土地開発公社の運営については、この3条の規定が基本的には全ての運営の基本になります。税務状況についても、それから適切な管理、効率的な運用、こういったものについても、基本的には国分寺の土地開発公社はこれを厳守しているということになります。

乙44号証によりますと、国分寺市土地開発公社は、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業、以下本件再開発事業と言います、の施行に向け、旧UFJ銀行建物を先行買収したということですが、国分寺市土地開発公社は、この旧UFJ銀行建物のほかにも、本件再開発事業の施行に向けて、財産を取得しておりますか。

幾つかの物件について、市の依頼に基づいて、土地開発公社が先行取得した事例はあります。これは事業用地、それから事業用の代替地を含めて複数あるということであります。

それらの取得した財産は、現在どのように活用されていますか。

これは有効な活用が義務付けられていますので、土地開発公社の理事会を通じて、市の依頼ですから、自転車駐輪場に活用する、あるいは24時間の民間の駐車場に活用する、こういうことで所有している間は有効活用しているということであります。

国分寺市土地開発公社が、平成17年3月に旧UFJ銀行建物の所有権を取得した時点で、国分寺駅北口の本件再開発事業の進捗状況は、どういう状況にありましたか。

17年の時点では、遡れば平成2年に都市計画決定をして、その間、事業認可が、事業計画が作れない状態が引き続き続いておりました。

その大きな原因は、やっぱり資金計画が成り立たないということが大きな原因でありましたので、17年の時点では、資金計画、事業計画の見直し、これが大きな政策課題だったというふうに記憶をしています。

そうすると、平成17年3月の時点で、旧UFJ銀行建物がもう近々解体撤去されるというような工事工程までは、そのまだその時点では定められていなかったということによろしいですか。

はい。このときのスケジュールは、まあ議会から求められて、最終的には駅がいつ完了するのかということですから、大体この時点では25年から6年が完了、で建物の除去が平成22年から3年、そういうスケジュールが出されておりましたので、これはスケジュール上だけでありましたから、この旧UFJ銀行の建物が具体的にいつ除去されるかということについては、明確ではありませんでした。

乙第2号証を示す

これは「旧UFJ銀行の活用の充実について」という標題の冊子でございますが、国分寺市のどの部署で作成されたものでしょうか。

これは国分寺市の政策部、課で言うと政策経営課で作成されたものであります。

乙2号証の作成日は、平成18年の11月となっておりますけれども、そうすると当時国分寺市政策部の部長であった証人は、この冊子の作成に関わっているということによろしいですか。

はい。手順とすれば、課レベルで課内会議をし、まとめたものを最終的にはこういうドキュメント、形にして、部長である承認、これを得て冊子にするというのが一般的な手続ですから、私もこの冊子については承認した立場であります。

乙2号証の3ページを見てください。国分寺市土地開発公社が旧UFJ銀行

建物を買い取ったのは平成17年3月ですけれども、乙2号証3ページの記載によると、平成17年3月の議会でも、既に有効活用が問題とされているようですが、間違いはないですか。

はい、間違いありません。

その後、平成18年3月の議会、それから平成18年9月の議会でも、旧UFJ銀行建物の有効活用が取り沙汰されておりますね。

はい。

乙2号証5ページを見てください。「新たな活用の検討」という記載がありますが、新たな活用を検討しなければならなくなったきっかけは何でしょうか。

1つは、取得をした17年3月の時点の議会の大きな指摘は、恋ヶ窪保育園という古い保育園の建て替えのための暫定園舎に使えないかというのが大きな視点でありました。これは結論が数箇月で出て、駄目だということで、では新たな検討をすべきだというのが9月の一般質問に行われたということがあって、この方針の策定に取り掛かったという経過であります。

今証人がおっしゃったことは、乙2号証の4ページの真ん中よりちょっと上に、「平成18年9月議会・一般質問」という記載がありますが、この一般質問がきっかけとなって、有効活用を新たに検討することになったと、こういうふうに伺ってよろしいですか。

はい、そのとおりであります。

甲第40号証を示す

「第4回定例会（第3日）」という表題が付いてますが、これはどういう文書かお分かりになりますか。

国分寺市議会の定例会の3日目の議事録だと思います。

甲40号証1ページ16行目に、「国分寺市、あるいは議会として、この分

館構想について議論してきたという実績はあります。」とあって、22行目に、「その駅前図書館、あるいは分館等についての議論は、やはり国分寺市においても長い期間やられてきた。」との釜我議員の発言がございませう。これに続いて証人が、駅前図書館の構想について述べられておりますけれども、国分寺駅前に図書館を開設するという構想は、いつ頃からあったんでしょうか。

これは国分寺市の図書館行政の歴史にも遡りますが、かなり以前から、市内5つの図書館の隙間の部分に分館という話、それから国分寺市内には駅が複数ありますので、駅前の利便性を図るための駅前図書館という議論は、従前から一般質問、あるいは予算委員会等で繰り返し行われたというふうな記憶があります。ですから、相当遡った時点から議論があって、再開発のコンセプトをある程度都市計画変更でまとめたのが17年の2月か3月くらいですから、その時点でコンセプトとしてIT図書館といったようなことが、具体的な文字として表れてきたと記憶しています。

乙第1号証を示す

一番最後のページ、「こくぶんじWELLCOME CITY PLACE」という表題の文書ですが、この下のほうに、「IT情報図書館」というふうな記載がありますけれども、今証人が平成17年の時点でIT図書館構想というのがあったというのは、この文書に書かれているこのことをおっしゃっているんでしょうか。

はい。このことも具体的には先ほど説明した中身のことであります。これ以前から、図書館については様々な議論が議会からあったということで、これは再開発の都市計画変更のために、より魅力的な再開発を進めるためのコンセプトの中の1つとして、こういう記述が整理をされてきた、こういう歴史になると思います。

つまり、国分寺駅前に図書館を開設するという構想自体は、国分寺駅北口で展開する本件再開発事業の中に組み込まれていて、平成18年10月になって突然浮上した問題ではないということですか。

はい、そのとおりであります。

本件図書館ができる以前、国分寺駅に最も近い最寄りの図書館はどこでした。

国分寺市立の本多図書館であります。

国分寺駅北口から本多図書館まで、徒歩で何分くらい掛かりますか。

約10分くらい掛かると思います。

国分寺駅北口から、本件図書館まで徒歩で何分でしょうか。

分館までは北口歩いてすぐですから、1分程度で着きます。

国分寺市が、旧UFJ銀行建物に隣接するバザールKにパチンコ店が出店するという計画を知ったのは、いつですか。

これは18年の8月の7日だと記憶しています。

パチンコ店の出店計画ですが、その計画は市の政策部も御存じだったということですか。

この日はバザールKの所有者である島田商事の代表者が市長に面会して、本件のバザールKについては土地の賃貸借契約を結んだと……。私が聞いているのは、その計画は市の政策部も御存じでしたかという端的な御質問です。

政策部は8月7日時点で市長から話を聞いたということでもあります。

乙第2号証を示す

この冊子の作成日は、平成18年11月になってますが、市が本件図書館の開設を検討し始めたのは、いつ頃ですか。

・・・きっかけになったのは・・・。

いつ頃かだけ。

着手をしたのは平成18年9月初旬であります。

そうすると、市は本件図書館の開設を検討し始めた時点で、旧UFJ銀行建物に隣接するバザールK内にパチンコ店が出店する計画があったということを知っていたわけですね。

はい。この計画があるということは、認識しておりました。

旧UFJ銀行建物内に本件図書館を開設した場合、風営法の規定により、バザールK内にパチンコ店を出店することができなくなるということについて、市は認識をしておりましたか。

はい、この点についても、風営法の法的な枠組みについて承知をしておりました。

本件図書館の開設により、パチンコ店の出店ができなくなるということについて、市は違法性の認識を持っておりましたか。

違法性の認識については、ありませんでした。

どうして違法ではないと考えたのか、御説明いただけますか。

図書館については従来から議会の要望、市民の要望もあって計画をし、なおかつUFJ銀行の有効活用について議会からの指摘があって、それから再開発コンセプトのIT図書館の構想もあって、有効活用と併せて検討してきましたので、図書館の必要性とか有用性については確認をされている事項だということがありました。風営法の枠組みは承知しておりましたけれども、結果として風営法の規制があったとしても、これは結果的な現象であって、それがイコール図書館を開設することができないというようなものではないということがありましたので、図書館の設置については適法であるという判断を当時していたということでもあります。

乙第20号証を示す

乙20号証と乙2号証、2つとも今示しておりますが、これによると乙2号証は乙20号証の改訂版というふうに見られるんですが、そういう認識でよ

ろしいですか。

はい、一部付け加えたということでありませぬ。

乙20号証にどの部分を付け加えたのが乙2号証ですか。

9ページの「活用策による事業効果」という部分を加えたということでありませぬ。

乙2号証の9ページを見てください。ここの真ん中のところに「(2)快適な環境保全」というタイトルがございまして、その項の中に、「しかし、都市計画法での対応には、一定の限界があることから、風営法の適用による対策を検討した。」との記載があり、また最後の3行、「したがって、」のところですが、「仮に旧UFJ銀行1階部分に、図書館が条例で設置された場合は、結果として、その隣接地には、雀荘・パチンコ店などの営業を阻止できる効果がある。この対応によって市民の期待に応えるべきだとの考えにいたった。」との記載があります。本件図書館は、パチンコ店の出店を阻止する目的で開設したものではありません。

そういう目的で開設したものではありません。

しかしながら、この乙2号証の9ページの私が今指摘した部分は、読み方によっては、パチンコ店の出店を阻止する目的で開設したのではないかというふうな、非常に危険のある記述、記載だと思うんですけども、何ゆえに乙2号証の一番最後にこういう記載を付け加えたのか、説明してください。

図書館については、先ほど説明したように過去からの流れ、それから旧UFJ銀行の有効活用の視点から検討をしてきたものでありますので、この必要性、有用性については庁内で確認がされておりました。途中からパチンコ店出店の話がありましたけれども、この点については、風営法の枠組みの中で、多くの市民から反対の声が上がっておりました。そういう意味ではこのパチンコ店の出店について法的な規制が何とか検討できないかということの検討がされたことは事実であり

ます。これは9ページを付け加える前の方針として1回まとめましたけれども、あえて9ページを付け加えたのは、それを表に逆に出さないと、無用な誤解を招くおそれがあるという判断から、この点についてはその市民の、あるいは議会の情報公開への対応としてきちんと説明しておいたほうがいいたろうということから、この9ページについては付け加えるという判断に至ったということでもあります。

市長部局は、本件図書館の開設について、教育委員会に検討を依頼しましたか。

教育委員会に依頼をいたしました。

それはいつのことですか。

平成18年の11月の22日だというふうに記憶しております。

その結果、市の教育委員会は、本件図書館の開設について意見をまとめて表明いたしましたか。

教育委員会は月に1回の定例会しかありませんので、24日の定例会では、次までの検討課題として継続審議の扱いをしたというふうに記憶をしています。

要するに、図書館の開設について、いいとも悪いとも意見は出てなかったということですか。

そのとおりです。

教育委員会が継続審議にした状況の下で、市長が、平成18年12月の議会に本件図書館条例改正案を提出することはできましたか。

法律の規定によって、これは不可能であったというふうに思います。本件図書館条例改正案は、市議会の議員が市議会に提案し可決されておりますが、市長、又は市長部局は、この議案提案に関わっておりますか。

議案提案には関わっておりません。

甲第26号証を示す

5 ページを見てください。18番、川合洋行議員が、「市長答弁にも出てきましたから、そこで市長部局の方に伺っているのです。」としてIT図書館のイメージを質問したのに対し、証人がこれに答えております。本件図書館条例改正案は議員提案によるものであるにもかかわらず、市長部局に属する証人に質問をして、証人が答弁をされておりますが、これはなぜでしょうか。

議会の本会議では、議長の指示に従って発言許可をされます。この発言については、促されて、いわゆる議案の答弁という色彩よりも、中身の言葉の説明に近い形で発言したというふうに、説明をしたというふうに記憶をしています。

その説明を、要するにこの本件条例改正案は議員さんが提案されているわけですよ。その中で、何ゆえに市長部局が説明をしたのかというところを伺ってますが。

議長の指示だというふうに記憶してます。

議長の指示に従って答弁したと、こういうことですか。

そうです。

甲第41号証を示す

終わりから3行目、政策部長ですから、これは樋口さんのお答えということによろしいですか。

はい。

「したがって事前に庁議で決定しておいていただきたい、ということです。」という発言が記載されているんですが、この決定しておいていただきたいというのは、誰からかそのような依頼を受けたということですか。

依頼は受けておりません。

そうすると、どういう意味でそういうふうにおっしゃっているんでしょうか。

前日に市議会で全員協議会というのが行われておりました。市議会では全員協議会とか、議会運営委員会とか、様々なものは全て庁内の放

送で聞くことが、席のパソコンで聞くことができます。で、議会で行われている議論の中で、この前日に、いわゆる議員提案で図書館条例の改正案が出るということが情報としてありましたので、これは一般質問で市長が答弁しているように補正予算もセットだと、これについては対応するというものでありましたので、事前準備のために、当日庁議に諮ったということでもあります。

それは証人が庁議に諮ったということで、誰からか依頼されたということじゃないんですね。

はい。これは政策部の判断として、庁議の事務局は政策部の政策経営課でありますので、当日は本会議の途中で庁議を開くいとまがありませんので、全員協議会の流れを見て、政策部で判断をして、庁議のメンバーに事前了解を得たということあります。

本件図書館条例のように、議員提案により議案が議会に提案されて可決された場合に、当然その条例を施行するために予算が必要となりますけれども、その場合に市が予算を付けないということはあるのでしょうか。

・・・議会の議決というのは非常に重いものでありますので、これは必要な予算は市長は確実に付けるだろうということだと思います。

今回、原告浜友観光がバザールKの中にパチンコ店を出店するという計画がございましたけれども、仮にこの計画がなかった場合、本件図書館は開設されていたのでしょうか。

はい。これは再開発のコンセプトにあるものとUFJ銀行の有効活用ですから、計画がなくてもこの案は実現したというふうに思います。

平成18年12月の議会で、本件図書館条例の改正案が議員提案により提案されなかった場合、市はどのような対応をしておりましたか。

12月の末に教育委員会の定例会が予定されておりましたので、ここに諮っていただいて、結論を出していただき、その後早急に着手する、

そういう流れになったと思います。

原告浜友親光代理人

現在の国分寺市の組織図を見ると、副市長というものがあるんですが、これは以前は助役という名前のものでしたんですよね。

そのとおりです。

現在の国分寺市の組織図を見ると、政策部の下に財政課というものがあるんですが、平成18年、証人が政策部長だった頃も、同じ構造ですか。

財政課はありました。

ほかの議会側のいろいろな議事録を見ると、理事者側という言い方が出てくるんですけど、恐らく市の行政組織のどこかを指すんじゃないかと思いますが、どういったものを議会は理事者側と言うか、分かりますか。

そうですね、一般的に使われている理事者側というのは、行政一般を私は指すと思います。そのような使い方を議会はしていると思います。行政一般というと。

市長部局とイコールという扱い方でよろしいかと思います。

では、先ほど主尋問でも出た、平成18年11月24日の教育委員会の話なんですが、教育委員会に検討を依頼している。その依頼する行政側の窓口は、証人だったということによろしいですか。

・・・そうですね、11月22日に多分教育委員会に依頼をした起案文書は、政策経営課で起案をしていると思います。

条例の案、それから予算案が付いているんですけど、それは恐らく政策部の側で関わって作ったんですよね。

そうですね、予測で作ったものもあります。もちろん教育委員会が最終的には決めるということでもあります。

教育委員会の平成18年11月24日の議事録を見ると、議事録のほかには、条例改正案と予算案しか付いてないんですけど、ほかの資料も多分付けて、

教育委員会には意見を求めているんですよ。

・・・教育委員会に依頼をしたときには、旧UFJ銀行の活用についてという政策部が作成した文書を参考資料として付けたように記憶をしています。

乙第2号証を示す

今おっしゃったのは、この文書のことですか。

そのとおりです。

甲第30号証の1を示す

9ページを見てください。「国分寺市長から平成18年11月22日付けで、教育委員会に対して、『旧UFJ銀行の活用の充実について（検討依頼）』があった。各委員にも事前にも資料をお配りしたが、」と書いてあるので、それが先ほどおっしゃった乙2号証のことですね。

はい、そのとおりだと思います。

乙2号証の資料、それから予算案、それから条例改正案のほかに、教育委員会の委員に渡した資料ってありますか。

・・・私は教育委員会の立場ではないので、そこは正確にお答えできません。

乙2号証の7ページを見てください。「イメージ」とあって、レイアウトの図面があるんですけど、教育委員会に図書館の設置を依頼する以上、具体的な図書館の案というのがあって意見を求めるんですよ。こういうレイアウトで、こういう資料を置く図書館だというイメージがあって、図書館を作りたいという意見を出すんですよ。

はい。

そのときに想定されていた図書館のレイアウトは、今御覧いただいている「イメージ」というものと大体同じですか。

はい。教育委員会にこの資料は依頼をしましたので、実務レベルでは、

つまり政策経営課の担当者レベルと図書館の担当の実務レベルでは意見交換が行われて、このようなイメージ図になったというふうに記憶はしています。

教育委員会の委員から、作ろうとしている図書館はどんなレイアウトなんですかと聞かれたら、意見を出す市長部局が説明するのはこの図ですということになるんですよ。

はい、このイメージ図だということになります。

教育委員会には予算案も出ているんですけど、それは当然今見ていただいたレイアウトの図を想定した予算なんですよ。

.....

違いますか。

・・・ちょっと具体的な数字が記憶にないので、どういう積算をしたのかというのは、ちょっと明確には答えられないです。

どういう積算したかは尋ねていなくて、乙2号証の資料と一緒に予算案がくっついて教育委員会に付議されているから、その予算案は乙2を前提にしたものなんですよ。

まあ、結論としてはそういうことになります。

どんな図書館か、レイアウトはと言われたら、乙2号証7ページのものなんですよ。

はい。

甲第30号証の2を示す

金額の大きいものを見ると、「簡要費」220万円というのがありますが、これは何か分かりますか。

・・・想像ですが、これは図書費そのもの、あるいは資料費そのものだと思います。

図書費ですか。書籍代のことですか。

書籍代、資料購入代。

平成18年11月24日の段階では、行政資料用の図書館を作るという話じゃありませんでしたか。

・・・質問の意味が余り明確によく分からないんですが。

行政資料用の図書館であれば、書籍の購入代というものは発生しないんじゃないかという質問です。

最低限の書籍というのは、実際見ていただくと分かると思いますが、新しい情報コーナーみたいなところに書籍を最低限用意するということはあり得る話ですから、そういう想定をしたということだと思います。

同じく甲30号証の2で、「報酬」109万8000円とあるんですが、それは何ですか。

・・・これは現場の職員の、嘱託職員の月額報酬です。

上から2段目の項目に「賃金」とありますが、これとは別ですか。

これは臨時職員賃金です。

平成18年11月30日から始まる国分寺市議会について伺います。初日11月30日の助役の答弁で、顧問弁護士や千葉大学の行政の専門家に意見を求めたという話が出ています。分かりますか。

はい。

それはいつのことですか。

・・・日付は明確には記憶ありませんが、10月の末から11月にかけてだというふうに記憶はしています。

その先生方からは、意見書その他の形で、書類というものは受け取っているんですか。

これは受け取ってないと思います。

話を聞いただけで終わりなんですね。

そうですね。

当然図書館を設置した場合の適法性、違法性について意見を求めているわけ
ですよ。

(うなづく)

乙第44号証を示す

13ページを見てください。12行目、「いずれのご意見も、本件図書館を
開設することの必要性及び有用性が十分担保されていれば」うんぬんとあり
ますね。

はい。

担保されていなければどうだという話だったんですか。

私が直接この複数の相談に行ったわけではありませんので、正確には
答えられませんが、そういう逆説的なやり取りがあったかということ
については、特に相談として求めていないので、こういう流れで作っ
たときはどうなりますかということに対しての見解だというふうに理
解をしています。

証人自身がその顧問弁護士2人、あるいは千葉大学の先生には会っておられ
ないんですか。

この件については会っておりません。

甲第40号証を示す

2枚目を見てください。「顧問弁護士等の相談のポイントについては、書面
で作成をして、お出しをしたいと思います。」という証人の発言があります
ね。これ、出しているんですね。

議会に提出をしています。

どんな内容ですか。

弁護士相談をした、相談記録です。

相談したときの記録そのものですか。

そのものです。

じゃこの議会に渡すために特別に作ったものではない。

そのものではありません。

それは議会に渡したとおっしゃいましたか。

議会に。これは一般質問で資料要求がありましたので、本会議で約束したものですから、当日夕方だと思いますが、議会に提出をしたと。全議員にです。

議会に渡したのか、全議員に渡したのか。

全議員です。

当時の記録だとすると、当然今でも記録として残っていますよね。

議会事務局に出したものについては、正確に記録は残っています。その次に、今私が尋ねたものの下の部分、「今回の考え方をまとめたもの、教育委員会に検討依頼を添付した資料が全体の考え方をまとめておりますので、」とあって、それを渡すという話になっている。同じく渡しているんですよ。

はい、これも求められましたので、議会には当日2点の資料を、全議員に議会事務局を通じてお渡ししたと。

2点の資料というと、何と何。

法律相談の記録と、それから先ほどあった旧UFJ銀行の有効活用について。

乙第2号証を示す

このことをおっしゃっている。

そのとおりです。

教育委員会に意見を付議したときの条例改正案、及び予算案は、議員さんに渡してないんですか。

・・・これは議会から求められてませんので、当然これは議会には渡

してないと思います。

今おっしゃったのは、弁護士相談記録と、乙2号証。ほかには議員さんに渡したもののってありますか。

・・・今示された当日の一般質問のやり取りの中で出したものは、それ以外にはありません。

国分寺市には庁議というものがありますよね。

あります。

重要な政策事項について決定するための機関ですね。

そのとおりです。

庁議の議事録というのは、情報公開請求で取得できるものなんですよ。

そのとおりです。

甲第41号証を示す

最初に助役が発言して、次に財政課長が発言しています。財政課長は出席者の中に上がってないんですけど、これはどう理解すればいいですか。

.....

誤記ですか。

・・・出席者のところには、庁議の正式メンバーの出席者を誓っているとあります。で財政課長は、庁議の正式なメンバーではありません。当日の案件で説明するために出席をしたものだというふうに思います。

いわゆるオブザーバーですね。

案件説明者。

その財政課長の発言を見ると、「庁議付議事案申請書が2件あると思います。1件は追加議案について、2件は平成18年度国分寺市一般会計補正予算(案)ということで提案させていただきたいと思います。」と書いてあって、予算案は現実に市議会に提出された予算案ということですよ。

そのとおりです。

追加議案というのは、何のことか分かりますか。

・・・この記録だけでは・・・。

分からなければ、分からないで結構です。

・・・協議事項が2件で、議案は1件だというふうな記録だと思います。

助役が2度目の発言、「市長部局としては図書館条例の一部改正などは提案していないのですが、どのように考えていますか。」に対して、証人が、「昨日の代表者会議で図書館条例の一部改正を議員提案でという話がありますので」と答えていますね。代表者会議というのは、先ほど証人がおっしゃった全体会議ですか。

これは市議会のそれぞれ会派があります。会派の代表者が集まって行う協議機関、これを代表者会議というふうに呼んでいます。

現在の国分寺市には、国分寺市議会会派及び代表者会議に関する規程というものがありますね。

そのとおりです。

公の手続で行う会議ということですよ。

そのとおりです。

現在の規程だと、議長が必要に応じて招集するということになってますが、現実にはどれくらいの頻度でこれは招集されるんですか。

・・・私が聞いている範囲では、定例会に1回は行われているかなという気がします。

定例会の間に1回。

そうですね、最初の頃に1回。もちろん案件があったときということですね。

代表者会議には、議会の事務局の方も出席するんですよ。

出ると思います。

で市長は出るんですか。

市長は出ません。

行政側の職員は出るんですか。

出ません。

では、今御覧いただいている甲41号証の庁議の記録を見ると、12月4日の代表者会議において、図書館条例の議員提案を進めることに決まったというのは、どうやって知ったんですか。先ほど館内放送で聞いたとおっしゃいましたか。

これはちょっと説明したほうがいいと思いますが、国分寺市議会は情報公開が原則なので委員会本会議等については庁内のパソコン、つまりイントラネットを通じて、全て職員が開ける環境にあります。その中での話であります。

そうすると証人は、イントラネットを通じて代表者会議の様子を見ていたわけですか。

はい、見ていたというよりも、聞いていたということです。これは私の当時の立場とすれば、議会の動向を常に把握する、これは私の職務の一環であります。当然です。

では、代表者会議の翌日、今御覧いただいている庁議があつて、議会事務局長も出席者に入っているんですけど、どうして証人が代表者会議の中身を説明しているんですか。

代表者会議の中身を説明したということではなくて、補正予算の位置付けについて説明したというふうに記憶をしております。

代表者会議には、議会の事務局長が出るわけでしょう。

出てますね。

議会の事務局長が、実はこうなりましたと説明するほうが普通だと思うんですが、なぜでしょう。

なぜかというのは、当時のことですから、正確には分かりませんが、分からなければ結構です。

そこは正確には分かりません。

議会の事務局長というのは、峯岸さんという方ですね、当時。

はい、だったと記憶しています。

代表者会議が終わってから庁議が行われるまでの間に、峯岸さんと証人とでお話しされてませんか。

やり取りはなかったと思いますね。明確には記憶にないですね。

甲第25号証を示す

2枚目を見てください。岡本委員が、補正予算案を委員会に付託するかどうかということについて発言していて、横田委員長の発言があって、岡本委員、峯岸さん、岡本委員、よろしいですね。それに対する峯岸議会議務局長の答えがあって、その中で理事者側といろいろ話したんですけどというのがありますね。

はい。

それ話をした相手はどなたでしょうか。

.....

私は証人かと思いましたが。

事務的なものを含めて補正予算うんぬんと書いてありますが、これは議会議務局と市長部局の窓口になるのは、議会議務局は1つです。市長部局は複数いろいろな窓口がありますので、一本化をしていかないと混乱するというので、これは総務部総務課が議会議務局との議会運営上の日程調整や、いつまでに議案を出すとか、そういった細かいことについては総務部総務課が窓口になります。そこを経由して、案件によってそれぞれの部とか課に情報が流れる、調整が行われる、こういうことになりますので、理事者側というのは総務部総務課のこと

を指すというふうにこの文面からは、私は理解します。

そうすると恐らく総務部総務課のところから予算を管轄する財政課、あるいは政策部に話が来ているんですね。

財政課だと思います。

こういう話があるよというのは、財政課の上の組織である証人のところにもきつと来るんですね。

・・・一般的には報告義務みたいなものであると思いますけど、当時について・・・。

財政課が勝手にやっちゃって、何が起きているか上の人間が知らないということはないですね。

基本原則として、そういうことはないと思います。

議会事務局の峯岸さんと理事者側とで話をしたほかの中身というのも多分あると思うんですが、何がありますか。

・・・直接的な議会局長とのやり取りというのは、基本的にはないと思います。

甲第41号証を示す

助役は市長部局が条例改正案を提案していないということをわざわざ述べています。助役は代表者会議のやり取りって、知らなかったんですか。

当時の私は助役ではありませんので、正確にお答えできません。

普通に考えると、助役は副市長格だから、中身を知っていてしかるべきだと思うんですが、わざわざなぜこんなことを言っているんでしょうか。

代表者会議を常に市長や当時の助役が聞くようになっていたかどうかというのは、私はお答えする立場にないんです。で、政策部長としては常に議会の動きを把握するのが職務の一環ですから、私はそういう情報収集のやり方をしていたということです。

甲第31号証の2を示す

当然ですけど、それは財政課で作った予算案ですよ。

はい、そのとおりだと思います。

主尋問のお話を伺うと、その予算案を作るように指示したのは、証人ですか。

・・・誰が指示をしたかということについては、指示をしたかどうかの事実も含めて、正確に記憶ありません。

誰かが指示したから財政課が予算案を作るんですよ。

まあ自らやることもありますのでね、そこは明確にお答えできません。今御覧いただいている予算案、甲31号証の2の予算案は、どういう規模、あるいはレイアウトの図書館を想定しているんですか。

.....

甲第41号証を示す

財政課長の説明によると、予算の内訳は臨時職員賃金12万9000円、修繕料210万円、備品購入費180万円とあります。備品購入費180万円は、平成18年11月22日に教育委員会に付議された予算とほぼ金額同じなんですが、これは偶然の一致ですかね。

・・・今これを見ると、偶然の一致なのかどうかは明確にお答えはできません。ほかの科目も含めて、ちょっと明確にはお答えできません。今御覧いただいている庁議記録に出ている修繕料210万円、これは何ですか。

イメージ図では、1階部分を仕切って使うというイメージ図になっておりません。最終的に詰めた段階では、奥のところ、80平米区切るということなので、これは修繕費がかかるというふうになったと、この資料からは想定できます。

今おっしゃった図面は。

乙第2号証を示す

7ページを見てください。このイメージ図を指しておっしゃってますね。

はい。このイメージ図の想定したよりも、この予算については、財政課とそれぞれの図書館との調整が行われた結果として、多分場所が変わったりということで予算案が組み立てられているというふうに想定します。

今回の図書館条例、改正された最終的なものは、議員提案ですよ。

そのとおりです。

議員提案が想定した図書館のイメージが、乙2号証7ページのそれと一致しているというのは、なぜ分かりましたか。

議員提案で図書館条例を可決した時点で、議会がどのような図書館の配置を想定していたかということについては、私は承知してません。議員提案だから、当然こんな図書館というイメージがあって出てくるものでしょう。図書館なら何でもいいという提案では恐らくないですよ。

はい。

予算を付けるわけだから、議員提案に対応した予算じゃないといけないでしょう。

.....

当然ですよ。

はい、まあそのとおりですね。

議員提案された図書館が、財政課が予算案を作る前提となったその乙2号証7ページのイメージ図と大体近い、あるいは一致しているというのは、なぜ分かったんですか。

・・・なぜ分かったというのは、誰が分かったという意味ですか。

予算を作る財政課の人間が、です。

財政課の人間が分かったかということについてですか。

質問変えます。議員提案した図書館が、もっと広い、大規模なものを想定していた、旧UFJ銀行ビル全部を使うような図書館を想定していたとすると、

こんな予算案じゃ駄目だと、予算案を議会にかけた時点で言われる可能性があるでしょう。

それは……。

あるかないか、いかがですか。

ないと思います。

なぜでしょうか。

スペースは常に議会は把握をして、有効活用されてないということを議会から指摘をされてます。それからこのイメージ図のロビーのところでは、地元の野菜を売ってます。それからホールの奥のほうでは、このイメージ図の左奥ですね、ここは東京経済大学の一部事務室のような形態になっていて、まちづくり広場国分人というのがここで行われていましたので。

だから、何でしょう。

そこはもう使えないということは議会だってはっきり分かっているわけですよ。すると、残った部分をどうするかということですから、大規模な図書館なんてことは、私は議会では発想はなかったと思います。

(以上 丹野 淳子)

質問、更に別の形でお尋ねしますが、行政資料なんか置かなくていいと、本の返却受付窓口があるだけでいいんでこんな予算を使うなど、こんなにたくさん予算使うと言われる可能性もありますでしょう。

それもないと思います。

なぜ、ないと分かるんですか。

今までの議会の質疑の中で、国分寺の図書館行政のあり方というのが地域情報の発信拠点であり、あるいは集約の場所なんです。そこに人が集まるんです。そのことは議会の人たちは山ほど承知です。だから単純なるそんな発想では図書館はできません。

そうすると、それ以前に市側が提案していた図書館というのは当然あるわけ
ですよね。市が教育委員会に意見を求めた図書館の案というものは存在する
んですよ。

これが、イメージ図が検討してほしいという検討依頼の参考資料です。
市側が提案したものが議員提案にかかる図書館と同じだと、そういう考えが
あったんですか。市がもともと提案していた図書館がそのまま議員提案とな
って戻ってくると、そういうイメージだったんですか。

正確にお答えをするために、図書館のイメージや機能や、それを決め
る権限は市長にはありません。教育委員会の専権事項です。ですから
飽くまでもイメージ図だとか、参考資料として検討を依頼するという
のが市長の立場です。ですから議会も私は同様だと思うんです。それ
ぞれのイメージをそれぞれが持って必要な図書館を作るということに
なっているというふうに思います。

それぞれのイメージとおっしゃったんだけど、イメージ、別なんですか、
同じなんですか。

いや、参考として私どもが作ったものをそれぞれ議会がどのように解
釈をするかというのは私どもの立場じゃありませんので。それから教
育委員会も、市長部局が作ったものをどうアレンジをしたり、あるい
は付加価値を付けたり、これは教育委員会の中で決めることですので、
それは私ども市長が決めることではないということです。

もう一度確認ですけど、予算案は乙第2号証の7ページのレイアウトが想定
されている、でよろしいですね。

レイアウトが想定とすれば、こういうことです。

ということですね。そういう提案をすれば議会から特に異論は出ないであろ
うという読みがあつて今御覧いただいた甲31号証の2の予算案になったと
いうことですよ。

異論があるかどうかというのは、これは提案して、質疑を受けてみないと分からないというのは様々な事例で経験しておりますので、まあ提案するからにはそういう読みをもって臨むというのは当然の姿勢であります。

またちょっと別の話です。図書館条例が可決されたときに、証人が提案理由の答弁をしていらっしゃいますね。

そのとおりです。

先ほど主幹問では、議長に促されて発言したとおっしゃいましたか。

そのとおりです。

なぜ、議長は証人を指名したんでしょうか。

促されてという私は表現をしました。議事録を見ると、私を議事録の上では指名してないんですね。

議事録上では促したうんぬんというのは全くないですね。

はい、これは議事録だけでは当時の場面が見えてこないんですが、それぞれ誰が答えるのかみたいな形で顔を見合わせるような場面があって、議長が私に説明しなさいよということを促したというふうに記憶をしています。

証人自身も自分が適任だと何らかの形で思ったから発言しているわけですね。

はい、そのとおりですが、これは、この案件だけではなくて、もう国分寺市議会はそのような場面は今までずっと続いてきましたので、そういう流れの一環として、この時点でもそういう理解の上で議長に促されて私が説明をしたということです。

甲第26号証を示す

5ページを見てください。証人の答弁は、「教育委員会に検討をお願いした関係もありますので、私の方からお答えさせていただきます。」と始まってい

るんですね。教育委員会に検討をお願いしたというのは、平成18年11月22日の付議のことですよ。

そういうことです。

教育委員会に検討を依頼したことと、この12月5日の本会議で証人が答弁することは何か関係があるんですか。

関係がなくはないと思います。

どんな関係がありますか。

つまり教育委員会に付議をした起案は政策経営課で起案をしています。課で。で私が決裁をして、市長決裁を取って、教育委員会に検討を依頼します。市議会の本会議は課長職は出席はできませんので、それから、基本的には本会議で将来の基本姿勢などを市長が答弁することはありますが、ほかの事務的な説明は部長職が答えるということが慣例でありましたので私が答えると、こういう関係です。

もう一度質問しますよ。教育委員会に付議を依頼したことと、この議員提案の理由に対する質問、それに証人が答えることと、どう関係あるんですか。

理由に対して私は答えたつもりはないんです。つまりIT図書館だとかそういったことについて中身はどういうことで理解をするんだということをお問われたので、過去の図書館行政の経過だとか、駅前開発のための駅前図書館だとか、そういったことのイメージについては私が補足的に説明したと、こういうことです。

証人が念頭に置いて回答したのは、当然のことながら、教育委員会に付議した図書館案ですよ。

そのとおりです。

それで議員さんに対する答えになっていると思ったから答えているんですよ。

そのとおりです。

原告島田商事代理人（大野）

確認なんですけれども、証人が本件の図書館条例の議員提案について知ったその経過とといいますか、それはどのようにして知ったのか。先ほど全員協議会というようなことをおっしゃっていらっしやいましたけれども。

明確に私が強調したのは、全員協議会のいわゆる放送を聞いて、議員提案で議会が提案するということについては知りました。

全員協議会というのは先ほど尋問でも出てきましたけれども、代表者会議というのと同じことなんですか。

あ、全員協議会じゃない。代表者会議です。そこは訂正します。

その代表者会議について、放送と言われましたけれども、これはインターネットで。

イントラネット。閉鎖された庁内だけの情報通信網。

それで、逐次見ていらっしやったということですか。

はい、これはもう常日頃の議会の開催については常に私どもは聞いてます。

そうすると、その代表者会議で議員の方たちがいろいろなやり取りをしているというのを逐次見ていらっしやって認識していらっしやったということですよ。

見れないんです。映像では見れない。声だけです。

声だけですけれども、議員の方たちが議員提案で図書館条例を改正しようということについて議論されていたというのは認識されていらっしやるわけですね。

これは認識をしておりました。

議員提案で条例を改正しようということについて話をされているんですけども、その議員の方たちが、なぜ議員提案をしようとしたか、このところはどのように認識されましたか。

これは認識の問題でありますので、11月の30日から始まった定例会では、一般質問でこの駅の再開発について取り上げられた議員は五、六人いらっしゃったと思います。で、その中心がやはりバザールKのパチンコ店出店問題でありました。ですから議員の背景には少なくとも1000人以上の市民がいらっしゃいますから、議員の活動というのはそういうものだ、いろんなことを聞いているなという印象は12月議会からずうっとそういう印象は受けておりました。その結果が私は代表者会議の結果になったというふうな理解をしています。

端的にお答えをお願いしたいんですけども、その結果というのはどういう結果なんですか。

それぞれの議員がそれぞれの立場で市民の意見を聞いた結果としての議員提案の図書館条例の改正だったというふうな認識を持っているということです。

市民の意見を聞いたというのは、市民のどういう意見を聞いたということになるんですか。

これは、それぞれ投票してくれた人たちが議員には必ずいますね。そういう意味での市民の意見だと。

市民のどういう意見。

支援者の意見と言ったほうがいいですかね。

その意見はどういう意見かということを知っているんです。

基本的には反対の立場という意見が多かったというふうに記憶しております。

パチンコ店の出店に反対の立場ということ。

出店に反対だということです。

パチンコ店出店を規制したいと、そういうことで議員提案をするという、そういうことですか。

そこは、議員ではありませんので、これは私の認識の中で、御提出することはできません。

いや、あなたはどういうふう to それを受け止められたか。

市民の意見に議員が応えたという認識は当時持ちました。

その市民の意見というのは、パチンコ店の出店に関係するその意見ということですね。

そういうことです。

そのような形で、市民の方のそういう意見を聞いて、議員提案で条例が改正されるということになりましたよね。それについて、あなたはそういう経過で制定される条例の適法性についてはどういうふうにお考えになりましたか。

議員提案で議会が議決をし、なおかつ、全員賛成で議決をされたこの議決の効果というのは取消しはできません。そういう認識であります。非常に重いものだという理解しておりました。

それからその後、即刻その条例を実現するための予算案を市長は提案されていらっしゃるんですけども、市長としては、教育委員会にその審議を依頼されていて、それは継続されているわけですね。その教育委員会の審議の結果を待って予算を提案するという方法もあったのではないかと思うんですが、それをされずに即刻提案されたのはなぜでしょうか。

予算が先か条例が先かという問題はあります。これは、同時か、予算が先です。で、これは市長が議会に提案するときの序事上の規定です。ただ、議員提案についてはその規定が一切ありませんので、そういう意味では議会の議決を重く受け止めて市長が予算を担保すると、追加で提案をするということについては議会の期待に応えたものというふうに思います。

原告島田商事代理人（中村）

今の点なんですが、先ほど図書館のあり方等については教育委員会の専権で、市長といえども勝手に決められないとおっしゃいましたね。

(うなずく)

そうすると、この予算案というものを、教育委員会の継続審議中ですから、市長といえども教育委員会の専権を侵して勝手に決めることは本来できないんじゃないですか。

はい、これは正確にお答えしたほうがいいと思うんですが、地教行法の規定の中では、いわゆる教育委員会の所管に関わるることについて市長が提案する場合意見を聞かなければならないということなんですね。これは、私は市長の総合調整権の現れで、教育委員会を尊重するという意味だと思います。今回については、議員提案ですからそのルールは全く該当しません。その議会の意思、議会の議決に対して市長は予算を付けるのかということに対して、市長は付けるというふうに判断をして付けたことですから、教育委員会の私は権限を侵したことにはならないかなという理解をしています。

ただ、地教行法からすると、議会に市長が提案するときは教育委員会の意見を聞かなきゃいけないんですけど、少なくとも今回の予算案については、教育委員会の意見を聞かずに出していますね。継続審議ですから。

これは理解の仕方だと思うんですが、継続審議にされたのは教育委員会の審議の結果です。市長とすれば意見を聞いたという事実はありません。答えは継続になっている、こういう状態です。

それは本当にそう理解していますか。

そう理解しています。

それから先ほどの、この議員提案で可決した点については市長部局は関わっていないということですね。

関わっておりません。

関わっていないけれども予算組みができたのは、もう一回、端的に、なぜですか。

旧UFJ銀行の有効活用についてイメージ図に示したように、ある程度の積算は市長が決めてもできるわけです。

それは市長部局が積算できるのは分かるんです。議員提案の持っているイメージとどうして同じか、議員提案がしている内容に沿った予算であるということは、打合せもしないで、どうして予算を作れたのかと聞いているんです。

これは、要は、議会に一般質問で釜我議員に求められて出したイメージ図があります。それを踏まえて私は議員提案につながったと思います。そうすると、そこで資料が一致できたのであれば、私どもが想定したものと議会が想定したものは一致するだろうし、積算のものも一致するだろうと、そういうことで予算は想定できます。それから、物理的にあの建物の中にどれぐらいの規模ができるかというのは、これはほとんど関係者全て、共通の認識だったと思います。

今のイメージというのは乙2号証にあるイメージですね。

そうです。

ただ、実際にできた図書館分館は場所も全然違いますよね。

はい、違います。

しかも、さっきは部屋の仕切りを作らない、壁を。実際は作ってますよね。

最初のイメージは、そういうことでイメージ図は作りました。

そうすると乙2のイメージで釜我議員が図書館についてのイメージをしていたにもかかわらず、この予算案は壁を作るイメージで組んであるということですか。

補正予算の中身は修繕費がありますので壁を作る想定になっているということですか。

議員が持っていたイメージとは違うものを作ったということですね。

このイメージというのは、どういう理解をすればということなんですけど、つまり予算案質疑をするときに、ものすごく細部まで決まっていなくても、基本的に補正予算の説明の中でイメージ図はこのように具体化しましたということに通るわけです、そういう意味では。だから完全に一致をしなければならないという問題でもないと思います。それから先ほど、土地開発公社が先行取得した土地について幾つかあるということですが、今現在、駐輪場などに使われていない土地もありますか。

今現在使われてないのは、私の記憶では、ないと思います。それから先ほど、旧UFJビルの有効活用とか、それから図書館の必要性などについてお話しになりましたけれども、これらは市長部局の一員であるあなたの考えということでいいですか。

いや、私は個人で見解を述べているつもりはありません。個人で考えていることなら個人というふうに言います。だとしたら、市長部局の考えで、今日はいいですか。

そういうことです。ですから例えば私が発想をしたとしても、具体的に動かすのは庁内で情報を共有して方針を決めて動くということです。そういう意味じゃなかったんですけど、そうすると、議会の考えと一致しているかどうかは分からないということですか。

分からないです。これは議会に聞かないと分からないということです。あなたは、平成18年9月初旬に、本件の図書館分館構想を考え、そしてこれは設置すれば風営法によりパチンコ店の出店が不可能になることは知っていたが、違法性の認識はその当時なかったと先ほどおっしゃいましたね。

そのとおりです。

ということは、9月時点では違法性の認識はなかったということですね。

そうです。

しかし、あなたは、10月になって、顧問弁護士らに対して違法性について
の見解を求めたんではありませんか。

これは庁内会議で。

求めていますね。

はい。私が求めたというよりも、市として求めたと。

先ほどの違法性の認識はなかったというのも、市としてなかった、個人の見
解ではないということですね。

そうです。

にもかかわらず、その後、新たに顧問弁護士さんの違法性に関する見解を求
めたということによろしいですね。

これはこの案件に関わらず、行政の仕事というのはそういうあり方が
通常的です。

裁 判 官 (小林)

平成18年9月1日の市議会で、旧UFJ銀行の建物について有効活用した
ほうがいいんじゃないかという一般質問があつて、それがきっかけとなつて
旧UFJ銀行建物の有効活用を再検討するようになったということなんです
が、有効活用といったときに、図書館以外に何か案は挙がりましたか。

はい、9月の検討の時点では、出てきたのは図書館でした。なぜかと
言いますと、それ以前に既に有効活用について庁内の意見を求め、具
体的には3つくらいの有効活用策を実施をしてきた上で、なおかつ、
ホールの利用率が50%であるとか、そのことを議会に求められまし
たので、その検討を始めたということです。で、関連をして言えば、
東京経済大学のまちづくり広場国分人には、もう少し市民が参加でき
るような企画立案ができないのかということは打診をして、この検討
の中でやってきたことはある、それはもう既にやられていることなの
で、9月以降の検討については、途中からの課内会議の中で出てきた

のは、従来の流れの中からもろんなものを模索した結果として図書館
ということになったというふうに記憶をしています。

要は、再検討となったときに、新しい案というか、もうほかにやってきたも
の以外でというところだと図書館しかなかったということなんですか。

はい。

(以上 高橋 久美子)

東京地方裁判所民事第6部

裁判所速記官 丹野 淳 氏

裁判所速記官 高橋 久美子 氏

証 人 調 書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成20年(ワ)第25098号
期 日	平成24年8月6日 午後1時45分
氏 名	██████████
年 齢	██ 歳
住 所	██
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり